令和５年（2023年）１１月１日　葉山中通信　第７号

＜学校教育目標＞
自ら学び、心豊かで
たくましく生きる
生徒の育成

時を守り、場を清め、礼を正す

行事の多かった10月が過ぎました、11月は、じっくり学ぶ時期として捉えましょう。3年生は年内に自分の目指す進路に向けて具体的にどのように出願するのかを決めていく時期でもあります。保護者や先生としっかり話し合って納得して受験などに備えましょう。また、日没がかなり早くなってきました。帰宅のタイミングが少し遅れると暗い中での移動という状況になります。明るいうちに帰宅するのが一番良いとは思いますが、どうしても暗い中の移動となる場合は、複数での移動や交通ルールをしっかり守るということで危険をできるだけ避けましょう。自転車用ヘルメットの着用については、少しずつ大人や子どもにも広がってきています。これは、中学生がしっかりかぶっていて、地域の交通安全の雰囲気をよくしているのも理由の一つだと思います。引き続き、しっかり着用して命を守る行動としていきましょう。

生命の尊重と人権
～基本的人権とは～

11月3日は、文化の日です。「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことが趣旨の国民の祝日として、日本国憲法の公布を記念して制定されました。「自由」、「平和」、「文化」についての祝日が憲法に関連していることはとても大切な考え方だと思います。私たちはこの国で日々生活をしていますが、憲法をはじめとする法律によって個々の権利が保障されているから一定の安心・安全のもとで暮らせるのです。今回は、憲法で示されている基本的人権について、紹介します。

～憲法による基本的人権とは～　※実は努力が必要です。

憲法の第三章では、国民の権利及び義務について示されています。最もよく知られているのは、第十一条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」です。ただ、権利は何もないところから与えられるものではありません。第十二条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不断の努力**によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを**濫用してはならない**のであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」となっています。もちろん第十三条で示されている通り「すべて国民は、個人として尊重される。（以下略）」のですが、第十二条にあるように権利は、“不断の努力”によって与えられるものであり、濫用するものではありません。人権問題や差別事象において、**加害側が「知らなかった」とか「自分だけでなく他の人も同じことをしている」という言い訳をすることがありますが、その加害者は、「知る」ための「努力」をしていたのでしょうか？「他の人もしているから自分も…」というのは「権利の濫用」ではないのでしょうか？**

第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と保障されていますが、これは一人ひとりが、権利を濫用せず（言い換えれば、お互いを思いやって）、正しいことを知る努力を重ねることによって実現していくものと言えるのではないでしょうか。

１１月の予定　　完全下校時刻　１７:００

１１／６（月）	食育週間（１０日まで）
８（水）	⑤ひびき合い活動
９（木）	ブロック駅伝
１０（金）	一斉委員会
１５（水）	ノーメディアデー
１６（木）	３年期末テスト（１７日まで）
２２（水）	１，２年期末テスト（２４日まで） ３年実力テスト

部活動停止日　1(水)、8(水)、15（水）～24（金）
29（水）

電子版「教育しが」は
こちらからご覧になれます。

教育や子育てに関わるタイムリーなお知らせやご案内を掲載しています。

スクールカウンセラー来校日　１日（水）8（水）15 日（水）
29 日（水）
相談をご希望される方は、事前に担任や担当までご連絡ください。

体育フェスタ（10／17）

10月17日（火）に、体育フェスタを開催しました。今年度は種目が増え、よりクラスの団結が求められる体育フェスタとなりました。3年生は、中学生活最後の体育フェスタとなり、練習の段階から意気込みが感じられました。当日もクラスの仲間を励ましたり、声援を送る姿から個々もクラスも成長が感じられた行事でした。この機会に深まったクラスの絆を、今後の学校生活の中でもさらに育んでほしいものです。次は、はやまダンス。3年生は2学期末、1、2年生は3学期に開催予定です。3年生は、3年間の積み上げの集大成です。仲間と一緒に取り組む行事もこれが最後です。悔いの残らないように、そして、存分に楽しめるように頑張りましょう。